

改正

平成16年12月24日条例第22号

平成28年3月24日条例第1号

平成29年9月28日条例第18号

令和5年3月24日条例第10号

有田市情報公開条例

(目的)

第1条 この条例は、市の保有する公文書を公開することにより、市民の知る権利の保障と市政への参加を推進するとともに、市民に対する説明責任を果たすことにより、市民と市の信頼関係を深め、もって市民主体の市政を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。
- (2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- (3) 公文書の公開 実施機関が、この条例の定めるところにより公文書を閲覧に供し、又はその写しを交付することをいう。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、公文書の公開を請求する者（以下「請求者」という。）の権利を十分に尊重し、その権利が適正に保障されるようにこの条例を運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に則して適正に使用しなければならない。

(公文書の公開を請求できるもの)

第5条 次に掲げるものは、実施機関に対し、公文書の公開（第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る公文書の公開に限る。）を請求することができる。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの

(公開請求の手続)

第6条 請求者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 請求しようとする公文書を特定するために必要な事項
- (3) その他実施機関が定める事項
(公開をしてはならない情報)

第7条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開をしてはならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例等（以下「法令等」という。）の規定により、何人も閲覧することができる情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
 - ウ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報
 - エ 当該個人が公務員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務の内容に係る部分
 - オ 当該個人が請求者と同一人である場合における当該情報
- (2) 法令等の規定により、公開することができないとされている情報
(公開をしないことができる情報)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報については、公開をしないことができる。

- (1) 法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公開することにより、当該法人等又は個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害し、不利益を与えるおそれのあるもの
 - イ 行政機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された情報であつて、当該法人等又は個人の承諾なく公開することにより、市と当該法人等又は個人との協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれのあるもの
- (2) 行政運営に関する情報であつて、次に掲げるもの
 - ア 市の機関内部又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくは公共的団体（以下「国

等」という。)の機関との間における審議、検討、調査研究等の意思決定過程において作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

イ 市の機関又は国等の機関が行う検査、監査、試験の問題、交渉、訴訟の方針等の事務事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の適正な執行を妨げるおそれのあるもの

ウ 市の機関と国等の機関との間における協議、依頼、委任等に基づいて作成し、又は取得した情報であって、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

エ 行政上の義務に違反する行為の取り締まり又は犯罪の捜査に関する情報であって、公開することにより、個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防又は捜査その他公共の安全の確保と秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれのあるもの

(公文書の部分公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に前2条各号のいずれかに該当する情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、公文書の公開請求の趣旨が損なわれない程度に区分することができるときは、請求者に対し、非公開情報に該当する部分を除いて、当該公文書を公開しなければならない。

(公文書の時限公開)

第10条 実施機関は、公開請求に係る公文書が非公開情報に該当する公文書であっても、期間の経過によって非公開とする理由がなくなったときは、請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求があったときは、当該公開請求書を受理した日から起算して15日以内に、請求に係る公文書の公開をするかどうかを決定(以下「公開決定等」という。)しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に公開決定等を行うことができないときは、当該請求を受理した日の翌日から起算して30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に通知しなければならない。

3 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、前項の期間内にすべてについて公開決定等を行うことが困難と思われる場合には、前項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行う。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に通知しなければならない。

(公開請求に対する措置)

第12条 実施機関は、前条第1項の規定による公開決定等をしたときは、速やかに当該決定の内容を請求者に通知しなければならない。この場合において公文書を非公開と決定したときは、その理由を併せて通知しなければならない。

2 前項の規定において、実施機関は、非公開と決定した公文書が第10条に該当するときは、

併せてその時期を明示しなければならない。

(関係機関との調整)

第13条 公開請求に係る公文書が他の行政機関により作成されたものであるときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって必要と認めるときは、関係機関と協議をしなければならない。

(公文書公開の実施)

第14条 実施機関は、公開請求に係る公文書を公開する決定をしたときは、請求者に対し、速やかに当該公文書を公開しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関が当該公文書を汚損し、破損するおそれがあると認めるとき、その他やむを得ない理由があるときは、当該公文書を複写したものを閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

(本人情報の請求)

第15条 実施機関は、個人に関する情報が記録されている公文書について、当該情報に係る個人(以下「本人」という。)から公開請求があった場合には、当該公文書の本人に係る部分を公開しなければならない。ただし、当該部分が次の各号のいずれかに該当するときは、公開をしないことができる。

(1) 第8条各号に掲げる情報

(2) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、本人に知らせないことが適当と認められるもの

2 前項の規定により公文書の本人に係る部分の公開請求をしようとする者は、本人であることを明らかにしなければならない。

(自己情報に係る記載の訂正)

第16条 実施機関は、前条の規定により公文書の公開を受けた者から、当該公文書に記録されている自己に係る情報の事実の記載に誤りがあるとして訂正の請求があった場合は、実施機関に訂正の権限がないとき、又はその他訂正しないことについて正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

2 前項の規定により公文書の訂正を請求しようとする者は、当該誤りを証する資料を添えて、次に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 請求に係る公文書の件名

(3) 誤りの箇所及び訂正の内容

(4) その他実施機関が定める事項

3 実施機関は、第1項の規定による請求に対する決定をしたときは、前項に規定する請求書を実施機関に提出した者に対し、速やかに、当該決定の内容を通知しなければならない。

(費用の負担)

第17条 この条例の規定に基づく公文書の閲覧に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づく公文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に要する費用として市長が定める額を負担しなければならない。

(救済手続)

第18条 請求者は、公開決定等又は公開請求に係る不作為に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の審査請求があったときには、審査請求が不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき（当該公文書の公開について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）を除き、遅滞なく有田市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

第19条及び第20条 削除

（情報の提供）

第21条 実施機関は、市民の市政への参加をより一層促進するため、必要な情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

（公文書の任意公開）

第22条 実施機関は、第5条各号に掲げるもの以外のものから公文書の公開の申出があった場合においても、これに応ずるように努めるものとする。

（他の制度との調整）

第23条 この条例は、公文書の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付の手続が他の法令等に定められている場合については、適用しない。

2 この条例は、図書館、その他これらに類する市の施設において現に市民の利用に供する目的をもって収集、整理又は保存している図書その他の公文書の閲覧又は写しの交付については、適用しない。

（公文書目録の作成）

第24条 実施機関は、その保有する公文書の目録及び公文書の検索に必要な資料を作成し、所定の場所に備えて市民の閲覧に供しなければならない。

（運用状況の公表）

第25条 市長は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（出資法人等の情報公開）

第26条 市が出資する法人等であって、市長が定めるものは、この条例の定めるところによる公文書の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

（適用対象文書）

2 この条例は、平成12年4月1日以後に作成し、又は取得した公文書について適用する。

付 則（平成16年12月24日条例第22号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月24日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(有田市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第8条の規定による改正後の有田市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる公開決定等又は公開請求に対する不作為に係るものについて適用し、同日前にされた公開決定等又は公開請求に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成29年9月28日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

付 則 (令和5年3月24日条例第10号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。